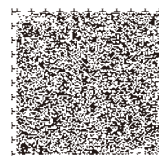
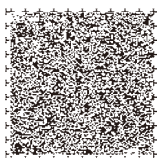


資料編





福岡県のこどもや子育てに関する相談機関

①不妊・不育と性の相談センター

各保健福祉（環境）事務所の専用窓口において、思春期から妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
筑紫保健福祉環境事務所	070-1321-4090	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) ※面談相談を希望される方は事前にご連絡ください。	8:30～17:00	〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内
粕屋保健福祉事務所	080-9415-9858			〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26
糸島保健福祉事務所	080-4712-8411			〒819-1112 糸島市浦志 2-3-1 糸島総合庁舎内
宗像・遠賀保健福祉環境事務所（本庁舎）	0940-37-4070			〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎内
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（本庁舎）	0948-29-0277			〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎内
田川保健福祉事務所	070-3113-4895			〒825-8577 田川市大字伊田 3292-2 田川総合庁舎内
北筑後保健福祉環境事務所（本庁舎）	0946-22-4211			〒838-0068 朝倉市甘木 2014-1 朝倉総合庁舎内
南筑後保健福祉環境事務所	070-1387-2900			〒832-0825 柳川市三橋町今古賀 8-1 柳川総合庁舎内
京築保健福祉環境事務所	070-1524-3403			〒824-0005 行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内

②SOS電話相談～妊娠・子育て・思春期～

福岡県助産師会の専門相談員（助産師）が相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
SOS電話相談	092-406-5118	月～土曜 (お盆・年末年始を除く)	9:00～17:30	〒810-0014 福岡市中央区平尾 1-3-41 一般社団法人 福岡県助産師会館

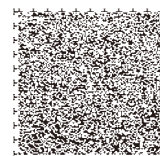
【主な相談内容等】

- ・妊娠、出産に関すること
妊娠による体や心の変化、妊娠中の生活、思いがけない妊娠、出産しても育てられない など
- ・子育てに関すること
こどもの身体発育、ことば、授乳、離乳食、食事や睡眠などの生活習慣、予防接種、しつけ、子育てや人間関係などの親の悩み など
- ・思春期に関すること
思春期の性、性感染症、友人や親子の人間関係などの心の問題 など

③小児救急医療電話相談（#8000）

こどもの急な病気やケガで心配なとき、ご相談ください。

名 称	電話番号		受付時間
#8000（短縮ダイヤル）	#8000	プッシュ回線電話 (携帯電話も可) から	平日 19:00～翌朝 7:00 土曜 12:00～翌朝 7:00 日曜・祝日 7:00～翌朝 7:00（終日）
	092-731-4119	ダイヤル回線、IP 電話、インターネット 電話から	



④小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、各種相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県・福岡市 難病相談支援センター	092-643-8292	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	〒812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院北棟 2 階

⑤子どもホットライン24

いじめや不登校、学習・進路、しつけ、非行や障がいに関することなど児童生徒の様々な悩みについて、相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
子どもホットライン24	0948-25-3434	年中無休 24 時間対応	〒820-0003 飯塚市立岩 1401-2

⑥福岡犯罪被害者総合サポートセンター

犯罪による被害でお悩みの被害者ご本人とその家族、ご遺族の方が、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう、相談を受け付けています。

ひとりで悩まず、ご相談ください。

※まずはお電話にて相談をお受けします。お話しすることからご相談ください。

※相談は無料で、秘密は厳守します。匿名でも構いません。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
福岡窓口	092-409-1356	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～16:00
北九州窓口	093-582-2796		
筑後窓口	0942-39-4416		
筑豊窓口	0948-28-5759		

【主な相談内容等】

- ・行政機関を含む各種支援機関の支援制度の紹介及び支援情報の提供
- ・面接相談・カウンセリング
- ・裁判所や病院、警察署等への付添い

⑦性暴力被害者支援センター・ふくおか

性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられることができるよう、24時間・365日、年中無休で相談を受け付けています。

ひとりで悩まず、ご相談ください。

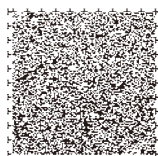
※まずはお電話にて相談をお受けします。お話しすることからご相談ください。

※相談は無料で、秘密は厳守します。匿名でも構いません。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
性暴力被害者支援 センター・ふくおか	092-409-8881 (#8891)	年中無休 (365 日)	24 時間対応

【主な相談内容等】

- ・専門の相談員による電話相談、面接による相談
- ・弁護士相談
- ・医療機関や警察署等への付添い



⑧少年相談

こどもの非行やいじめ・犯罪被害に関する相談に、警察の専門職員が応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
中央少年サポートセンター	092-588-7830	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:45	〒816-0804 春日市原町 3-1-7 福岡児童相談所 3 階
福岡少年サポートセンター	092-841-7830			〒810-0065 福岡市中央区地行浜 2-1-28 福岡市こども総合相談センター 5 階
北九州少年サポートセンター	093-881-7830			〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 5 階
飯塚少年サポートセンター (※)	0948-21-3751			〒820-0041 飯塚市飯塚 14-67 イイツカコミュニティセンター 2 階
久留米少年サポートセンター	0942-30-7867			〒830-0047 久留米市津福本町 281 久留米児童相談所 1 階

※改修工事のため、飯塚少年サポートセンターは、2025（令和 7）年度のみ「〒820-0014 飯塚市鶴三緒 1518-1 筑豊自動車運転免許試験場 1 階」に移転します。（電話番号、受付時間に変更ありません。）

⑨福岡県若者自立相談窓口

様々な悩みや不安をもつ若者とその保護者からの相談をワンストップで受け付け、状況に合わせて適切な支援機関につなぎます。

名 称	電話番号	開所時間		所在地
福岡県若者自立相談窓口「若まど」	092-710-0544	月～土曜 (祝日・年末年始を除く)	10:00～19:00	〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎 1 階

⑩あすばる相談ホットライン（福岡県男女共同参画センター）

夫婦やパートナーとの関係、DV、家庭や職場の人間関係、仕事や生き方などの問題について、女性、男性、LGBTQの方などすべての方からの相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
あすばる相談ホットライン	092-584-1266	火～日曜・月曜 (祝日のみ) (月曜（祝日の場合は翌日）お盆・年末年始を除く)	9:00～16:30 (金曜（祝日を除く）は 18:00～20:30 も可)	〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内

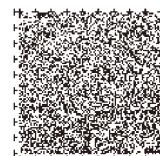
「あすばるホームページ」(<https://www.asubaru.or.jp/93009.html>)にて、メールでの相談にも応じます。（「あすばる相談」で検索）

⑪若年女性支援事業

10代から20代の女性を対象に、相談、居場所の提供のほか、必要に応じて同行支援を行っています。

名 称	電話番号	受付時間	
Cocolo（こころ）	092-404-6366	年中無休	9:00～18:00

SNSによる相談も受け付けていますので、詳細はCocoloホームページをご覧ください。（「若年女性支援 こころ」で検索）



⑫児童相談所

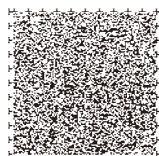
こどもの福祉に関する様々な問題について、専門の職員が相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
児童相談所相談専用ダイヤル（通話料無料）	0120-189-783	年中無休	24 時間受付	お近くの児童相談所につながります。
児童相談所虐待対応ダイヤル（通話料無料）	189			お近くの児童相談所につながります。
福岡児童相談所	092-586-0023			〒 816-0804 春日市原町 3-1-7
久留米児童相談所	0942-32-4458			〒 830-0047 久留米市津福本町 281
田川児童相談所	0947-42-0499			〒 826-0041 田川市弓削田 188
大牟田児童相談所	0944-54-2344			〒 836-0027 大牟田市西浜田町 4-1
宗像児童相談所	0940-37-3255			〒 811-3436 宗像市東郷 1-2-3
京築児童相談所	0979-84-0407			〒 828-0021 豊前市八屋 2007-1
北九州市子ども総合センター	093-881-4152			〒 804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6
福岡市子ども総合相談センター えがお館	092-833-3000	年中無休 (年末年始を除く)		〒 810-0065 福岡市中央区地行浜 2-1-28

⑬こども支援オフィス

経済的にお困りで様々な悩みや不安を抱える子育て世帯を対象に、ワンストップで相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
粕屋オフィス (糟屋郡)	092-938-1205	月～土曜 (土曜は電話相談のみ)	9:30 ～ 17:30	〒 811-2314 糟屋郡粕屋町若宮 1-3-6 安河内ビル
水巻オフィス (遠賀郡、鞍手郡)	093-203-1661			〒 807-0022 遠賀郡水巻町頃末北 1-12-12
久留米オフィス (朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡)	0942-38-0601			〒 830-0035 久留米市東和町 1-9 成富ビル 5 階
行橋オフィス (京都郡、築上郡)	0930-26-7710			〒 824-0008 行橋市宮市町 2-8 ヘブンリービル 1 階
田川オフィス (嘉穂郡、田川郡)	0947-44-8612			〒 825-0002 田川市大字伊田 3294-13



⑭ひとり親サポートセンター

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さん、寡婦の皆さん、離婚を考えている方の就職の相談や、養育費の相談、就職に必要な技術習得のための講習会などの就業支援サービスを提供しています。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
福岡県ひとり親サポートセンター	092-584-3931	月～金曜 土、第1・3日曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00 9:00～16:00 (水曜は20時まで)	〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階
福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ	0948-21-0390	月～金曜 土、第1・3日曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00 9:00～16:00	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎 2 階
久留米ひとり親サポートセンター	0942-32-1140	月～土曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00 (夜間相談は 20時まで)	〒830-0017 久留米市日吉町 15-60 ニッセイ久留米ビル 9 階
福岡市立ひとり親家庭 支援センター	092-715-8805	火～日曜 (年末年始を除く)	9:00～21:00	〒810-0074 福岡市中央区大手門 2-5-15
北九州市立母子・父子 福祉センター	093-871-3224	月～金曜 日曜 (祝日・年末年始を除く)	9:30～20:30 9:30～18:00	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 4 階

⑮発達障がい者支援センター

教育・労働・医療などの関係機関と密接な連携を図りながら、乳幼児から成人期までの一貫した支援を専門的に行います。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
北九州地域 (北九州市以外の北九州地域)	093-922-5523	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:00	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2
Life (ライフ) (福岡市以外の福岡地域)	092-558-1741	月～金曜 (祝日・お盆・年末年始 を除く)	9:00～17:00	〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 1 階
あおぞら (筑後地域)	0942-52-3455	月～金曜 (祝日を除く)	9:00～17:00	〒834-0122 八女郡広川町一様 1361-2
ゆう・もあ (筑豊地域)	0947-46-9505	月～土曜 (祝日・お盆・年末年始 を除く)	9:00～18:00	〒825-0004 田川市大字夏吉 4205-7
つばさ (北九州市)	093-922-5523	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:00	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2
ゆうゆうセンター (福岡市)	092-753-7411	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 1-4-13 福岡市舞鶴庁舎内

身近な地域で発達障がいの診断等を受けることができるよう、県内の医療機関を対象に調査を行い、専門的に発達障がいの診断や発達支援を行うことができる医療機関の情報を取りまとめ、県ホームページで公表しています。

○掲載件数 80件 (2025 (令和7) 年1月31日時点)

北九州地区14件 福岡地区45件 筑後地区14件 筑豊地区7件

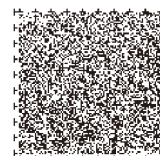
○県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp>

トップページ>健康・福祉・子育て>障がい福祉>障がい福祉情報>発達障がいの対応を行っている医療機関リストを公表しています。

⑯医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とご家族等からの相談にワンストップで対応するとともに、医療、保健、教育、労働等の関係機関と連携して支援を行います。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
福岡県医療的ケア児 支援センター	092-692-1601	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00	〒811-0119 糟屋郡新宮町 緑ヶ浜 4-2-1



⑰不登校・ひきこもりサポートセンター

専従の臨床心理士等が、不登校に関する相談をお受けします。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンター	0947-42-1346	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00
〒825-8585 田川市伊田 4395 福岡県立大学 1 号館 1 階			

⑱福岡県いじめレスキューセンター

学校や教育委員会以外の立場から、いじめに悩む子どもや保護者からのいじめの相談に応じます（面接相談は予約制）。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県 いじめレスキューセンター	092-645-2567	日～金曜 (祝日・年末年始を除く)	10:00～18:00
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 吉塚合同庁舎 6 階			

⑲FUKUOKA IS OPENセンター

在住外国人の様々な相談に多言語で対応し、相談内容に応じて、適切な専門機関をご案内します。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
FUKUOKA IS OPEN センター	0120-279-906	月～金曜、第3日曜、 第4土曜 (祝日・年末年始を除く)	10:00～17:00
〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3 階 県国際交流センター内			

⑳労働者支援事務所

労働者・使用者の双方から労働に関する相談を受け付けて労働関係法令に関する情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援します。

また、「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」への登録を呼びかけるとともに、適切な支援メニューや機関を紹介するなど、働き方改革の実践へと繋げるフォローアップを行います。

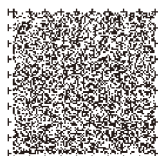
名 称	電話番号	受付時間		所在地
福岡労働者支援事務所	092-735-6149	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	8：30 ～ 17:15	〒 810-0042 福岡市中央区赤坂 1-8-8 福岡西総合庁舎 5 階
北九州労働者支援事務所	093-967-3945			〒 802-0001 北九州市小倉北区 浅野 3-8-1 AIMビル 4 階
筑後労働者支援事務所	0942-30-1034			〒 839-0861 久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎 1 階
筑豊労働者支援事務所	0948-22-1149			〒 820-0004 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎別館 2 階

※夜間電話相談 毎週水曜日（祝日の場合は翌日） 17:15～20:00

㉑親・おや電話（社会教育総合センター）

乳幼児期から青少年期のこどもの保護者を対象に、家庭教育全般にわたる相談に応じます。また、「ふくおか子育てパーク」(<https://www.kosodate.pref.fukuoka.jp/>)にて、メール相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間	所在地
社会教育総合センター	092-947-3515	月～土曜 (休所日、第2月曜、 第4土曜、祝日・年末 年始を除く)	9:00～17:00 (時間外はFAX・ 留守番電話で 受付)
〒811-2402 糟屋郡篠栗町金手 3350-2			



こども施策に関する福岡県・国の主な動向

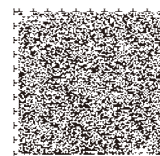
年	県の動向	国の動向		
1990（平成2）年				1.57 ショック
1991（平成3）年	福岡県青少年プラン			
1994（平成6）年		児童の権利に関する条約（批准）		
1999（平成11）年				エンゼルプラン
2003（平成15）年	第2次福岡県青少年プラン	青少年育成施策大綱		少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法
2004（平成16）年				少子化社会対策大綱 子ども・子育て応援プラン
2005（平成17）年	福岡県出会い・子育て応援プラン （前期計画）			
2008（平成20）年	第3次福岡県青少年プラン	青少年育成施策大綱		
2010（平成22）年	福岡県出会い・子育て応援プラン （後期計画）	子ども・若者育成支援推進法 子ども・若者ビジョン		子ども・子育てビジョン
2012（平成24）年				子ども・子育て支援法 等関連3法
2013（平成25）年	第4次福岡県青少年プラン			
2014（平成26）年			子どもの貧困対策の 推進に関する法律 子供の貧困対策に 関する大綱	
2015（平成27）年	ふくおか子ども・子育て 応援総合プラン			子ども・子育て支援新制度施行 少子化社会対策大綱 次世代育成支援対策 推進法（延長）
2016（平成28）年	福岡県子どもの貧困対策 推進計画	子ども・若者育成支援 推進大綱		
2017（平成29）年				新しい経済政策 パッケージ
2018（平成30）年	第5次福岡県青少年プラン			
2019（令和元）年			子供の貧困対策に 関する大綱	
2020（令和2）年	第2期ふくおか子ども・子育て 応援総合プラン			少子化社会対策大綱
2021（令和3）年	第2期福岡県子どもの貧困対策 推進計画	子供・若者育成支援 推進大綱	こども施策の新たな推進体制に関する基本方針	
2022（令和4）年	第6次福岡県青少年プラン			
2023（令和5）年	「こども未来課」の新設	こども基本法、こども家庭庁設置法 こども大綱、こども未来戦略		
2024（令和6）年			こどもの貧困の解消に向けた 対策の推進に関する法律	次世代育成支援対策 推進法（延長）
2025（令和7）年	福岡県こども計画			

：子ども・若者施策関係

：子どもの貧困対策関係

：少子化、子ども・子育て施策関係

：こども施策関係



「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」の概要

1 調査の目的

少子化対策を進める上での基礎資料として、県民の子育てや結婚などについての意識を把握するために実施したもの。

2 調査の概要

- (1) 調査地域 福岡県全域
- (2) 調査対象者 県内に居住する満18歳から49歳の男女10,000人
- (3) 調査方法 郵送法（郵送回収またはインターネット回答）
- (4) 調査期間 2023（令和5）年11月6日～11月30日
- (5) 回収数（率） 有効回収数2,436人（有効回収率24.4%）

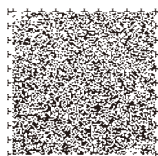
3 主な調査事項

- (1) 少子化問題について
出生率低下について、結婚年齢上昇の原因、結婚したいと思う人が結婚するために必要な要素・支援策、理想と現実で育てられるこどもの数 等
- (2) 子育て環境と支援策について
子育てを取り巻く環境の評価、少子化対策に必要な施策、こどもに必要な居場所、こども食堂のイメージ、こどもを健やかに生み育てるために期待する施策、男女ともに子育てに参加するために必要な施策 等
- (3) 子育てについて
こどもの数の現状、子育ての楽しさと悩み・不安、子育ての悩みや不安の相談先と情報の入手方法、子育てへの関わり方、地域とのつながり、こどもの急病時の対応 等
- (4) 家庭と仕事の状況について
家庭の経済的な状況、妊娠・出産と仕事の状況
- (5) 結婚に対する意識について
結婚のイメージ、結婚への意向について、「出会い・結婚応援事業」について 等

4 調査の結果

福岡県ホームページに掲載

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomokosodate05.html>



「青少年の意識・ニーズに関する調査」の概要

1 調査の目的

2023（令和5）年4月に施行されたこども基本法を踏まえ、青少年や保護者の意識と行動等の傾向や県の施策に対するニーズを把握し、青少年施策の企画・立案の基礎資料とすることを目的として実施したもの。

2 調査の概要

（1）調査方法

調査の種類	方 法
A. 小・中・高校生調査	学校を介して調査票及びWEB回答画面にアクセスするQRコードを記載した調査依頼状を配布。小学6年生はWEB、調査票のいずれかで回答、中学2年生、高校2年生、保護者はWEBで回答
B. 小・中・高校生保護者調査	

（2）調査期間

2023（令和5）年11月下旬～2024（令和6）年1月中旬

（3）対象者属性

調査の種類	対 象	有効回収数（有効回収率）
A. 小・中・高校生調査	県内小学校（6年生）、中学校（2年生）、高等学校（2年生）に在籍する児童・生徒、各4,800名	小学校：2,261サンプル（47.1%） 中学校：2,604サンプル（54.3%） 高 校：1,964サンプル（40.9%）
B. 小・中・高校生保護者調査	県内に在住する小学校（6年生）、中学校（2年生）、高等学校（2年生）の保護者、各4,800名	小学校：1,541サンプル（32.1%） 中学校：792サンプル（16.5%） 高 校：956サンプル（19.9%）

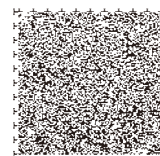
3 主な調査事項

- （1）ふだんの生活について
- （2）日ごろ考えていることについて
- （3）学校生活について
- （4）生成AIについて
- （5）将来の職業生活について
- （6）多様な性について
- （7）地域社会とのかかわりについて
- （8）メディア・コミュニケーションについて
- （9）国際化について
- （10）規範意識について
- （11）子どもと話す頻度と他項目との関係（保護者調査のみ）
- （12）青少年の健全育成のために必要なこと（保護者調査のみ）

4 調査の結果

福岡県ホームページに掲載

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa2024.html>



こども基本法

(令和4年6月22日法律第77号)
(最終改正 令和6年6月26日法律第68号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

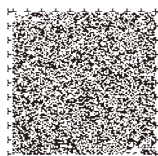
（令六法六八・一部改正）

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。



- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。
(令六法六八・一部改正)

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
(令六法六八・一部改正)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

- 第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

- 第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

- 第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

- 第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

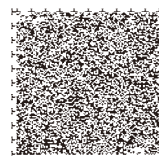
(こども施策の充実及び財政上の措置等)

- 第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

- 第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 こども大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。



- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

- 第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

- 第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

- 第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄
(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (令和六年政令第二九〇号で令和六年九月二五日から施行)

子ども・若者育成支援推進法 (抄)

(平成 21 年 7 月 8 日法律第 71 号)
(最終改正 令和 6 年 6 月 12 日法律第 47 号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)
- 第四章 削除
- 第五章 罰則(第三十四条)(略)
- 附則

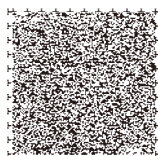
第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。
- (令四法七七・一部改正)

(基本理念)

- 第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。



六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(令六法四七・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(令四法七七・一部改正)

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

二 イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(令四法七七・一部改正)

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(令四法七七・一部改正)

(国民の理解の増進等)

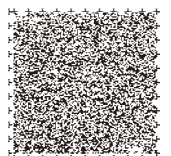
第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(令六法四七・一部改正)

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

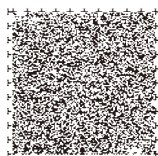
- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四



項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。
(令六法四七・一部改正)

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二條 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除 第五章 罰則（略）

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号）（略）

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）（略）

附 則 （令和四年六月二二日法律第七七号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

附 則 （令和六年六月一二日法律第四七号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

(罰則に関する経過措置)

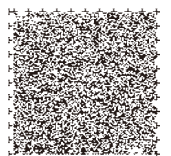
第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



こどもの貧困の解消に向けた 対策の推進に関する法律

(平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号)
(最終改正 令和 6 年 6 月 26 日法律第 68 号)

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条―第十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

（令元法四一・令六法六八・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。
（令六法六八・追加）

（基本理念）

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。
（令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第二条繰下・一部改正）

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。
（令六法六八・旧第三条繰下・一部改正）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。
（令六法六八・旧第四条繰下・一部改正）

（国民の責務）

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施することの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。
（令六法六八・旧第五条繰下・一部改正）

（法制上の措置等）

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
（令六法六八・旧第六条繰下）

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。
（令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第七条繰下・一部改正）

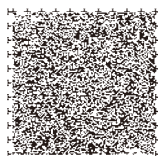
第二章 基本的施策

（こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
- 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属する



こどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
- 四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

- 五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

- 3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

- 5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(令元法四一・令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第八条繰下・一部改正)

(都道府県計画等)

- 第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第九条繰下・一部改正)

(教育の支援)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十条繰下・一部改正)

(生活の安定に資するための支援)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生

活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十一条繰下・一部改正)

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十二条繰下・一部改正)

(経済的支援)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・旧第十三条繰下・一部改正)

(民間の団体の活動の支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・追加)

(調査研究等)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 こどもの貧困の実態

二 こどもの貧困に関する指標

三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方

四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方

五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

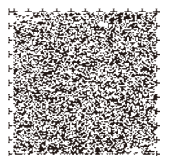
(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



附 則 （令和元年六月一九日法律第四一号）
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（令和元年政令第八九号で令和元年九月七日から施行）（検討）
- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月二二日法律第七七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年六月二六日法律第六八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（令和六年政令第二九〇号で令和六年九月二五日から施行）
（経過措置）

第二条 この法律による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第八条第一項の規定により定められた同項の大綱は、この法律の施行後は、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（次項及び次条において「新法」という。）第九条第一項の規定により定められた同項の大綱とみなす。

2 旧法第九条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画（変更があったときは、その変更後のもの）又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画（変更があったときは、その変更後のもの）は、この法律の施行後は、それぞれ新法第十条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画とみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

次世代育成支援対策推進法 （抄）

（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）
（最終改正 令和 6 年 5 月 31 日法律第 42 号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 行動計画
 - 第一節 行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条―第十一条）
 - 第三節 一般事業主行動計画（第十二条―第十八条）
 - 第四節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）
- 第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）
- 第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）（略）
- 第五章 罰則（第二十四条―第二十七条）（略）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

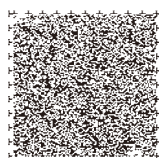
（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（平二〇法八五・一部改正）



(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平二〇法八五・平二二法七一・平二四法六七（平二六法二八）・令四法七六・一部改正)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以

下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
(平二〇法八五・平二三法一〇五・平二四法六七・一部改正)

(都道府県行動計画)

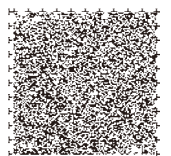
第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
(平二〇法八五・平二三法一〇五・平二四法六七・一部改正)

(都道府県の助言等)

- 第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

- 第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
(平一七法二五・令四法七六・一部改正)

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令

で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。
(平二〇法八五・一部改正)

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

- 第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。
(平二〇法八五・追加)

(基準に適合する一般事業主の認定)

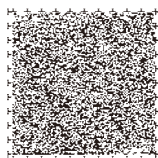
- 第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(平二〇法八五・一部改正)

(認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(平二六法二八・一部改正)

(認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。



- 一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。
- (平二六法二八・一部改正)

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(平二六法二八・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(平二六法二八・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(平二六法二八・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。
- 二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

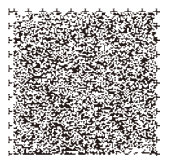
(平二六法二八・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以

下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- (平一八法五〇・平二〇法八五・平二九法一四・令四法一二・一部改正)



第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。
（平二〇法八五・一部改正）

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
（平二〇法八五・一部改正）

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進

センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則（略）

第五章 罰則（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

（平成一五年政令第三七一号で平成一五年八月二二日から施行）

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

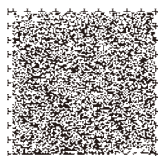
- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であつた者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（平二六法二八・令四法七六・令六法四二・一部改正）

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) (略)
 附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) (略)
 附 則 (平成二〇年一月二日法律第八五号) (略)
 附 則 (平成二二年一月一〇日法律第七一号)
 (略)
 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) (略)
 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)
 (略)
 附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) (略)
 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) (略)
 附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) (略)
 附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) (略)
 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) (略)
 附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) (略)
 附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) (略)

附 則 (令和六年五月三一日法律第四二号)
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十条及び第十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法(抄)

(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号)
 (最終改正 令和 6 年 6 月 12 日法律第 47 号)

目次

第一章 総則 (第一条—第七条)
 第二章 子ども・子育て支援給付 (第八条—第三十条の十一) (略)
 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等 (第三十一条—第五十八条の十二) (略)
 第四章 地域子ども・子育て支援事業 (第五十九条) (略)
 第四章の二 仕事・子育て両立支援事業 (第五十九条の二) (略)
 第五章 子ども・子育て支援事業計画 (第六十条—第六十四条)
 第六章 費用等 (第六十五条—第七十一条の三十) (略)
 第七章 市町村等における合議制の機関 (第七十二条)
 第八章 雑則 (第七十三条—第七十七条) (略)
 第九章 罰則 (第七十七条の二—第八十二条) (略)
 附則 (略)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(令六法四七・一部改正)

(基本理念)

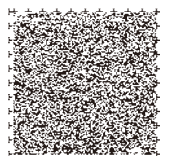
第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(令元法七・一部改正)

(市町村等の責務)



第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

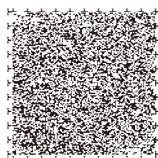
2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教

育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。
- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。
- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
 - 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十九条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの



- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
- ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの
- （平二九法二五・令元法七・令四法六六・令五法五八・令六法四七・一部改正）

第二章 子ども・子育て支援給付（略）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等（略）

第四章 地域子ども・子育て支援事業（略）

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（略）

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

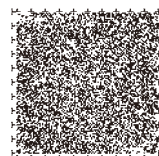
- 第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都

道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- （平二八法二二・令元法七・令四法七六・一部改正）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の



付とその他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
(平二九法五二・令元法七・令三法五〇・令四法七六・一部改正)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

- 第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに

実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

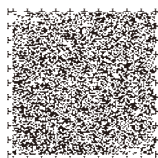
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八十八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
(平二九法五二・平三〇法六六・令元法七・令四法七六・一部改正)

(都道府県知事の助言等)

- 第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

- 第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう



に必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 費用等（略）

第七章 市町村等における合議制の機関 （令四法七六・改称）

- 第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。
（令二法四一・一部改正、令四法七六・旧第七十七条繰上・一部改正）

第八章 雑則（略）

第九章 罰則（略）

附 則（略）

福岡県青少年健全育成条例 （抄）

（平成7年12月25日福岡県条例第46号）
（最終改正 令和2年3月31日条例第16号）

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 青少年の健全育成に関する施策（第八条―第十条）

第三章 青少年の健全育成のための自主規制（第十一条―第十五条）（略）

第四章 青少年の健全育成のための環境の整備（第十五条の二―第三十条）（略）

第五章 青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為の規制（第三十一条―第三十五条）（略）

第六章 雑則（第三十六条―第三十七条）（略）

第七章 罰則（第三十八条―第四十条）（略）

附則（略）

青少年が心身ともに健やかに成長することは、福岡県民すべての願いである。

福岡県民は、青少年が次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律するとともに、他人の痛みを理解するやさしさや夢と希望、豊かな心と意欲を持った人間に成長していくことを心から期待する。

このため、福岡県民一人ひとりは、子どもたちに目を注ぎ、子どもが家庭的環境において成長する権利を尊重しながら、大人の責任において青少年にとってより良い環境づくりに努めたい。

ここに、新たな自覚と決意をもって、この条例を制定する。

第一章 総則

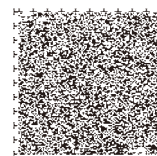
（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関して、県、県民等の責務を明らかにするとともに、県の施策を定めてその推進を図り、県民参加の下に、青少年にとって良好な環境を整備し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
（平一八条例一八・一部改正）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八才未満の者（他の法令により成人者と同一の能力を有するとされる者を除く。）をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監督保護する者をいう。
- 三 図書類 図書、雑誌その他の刊行物、図画、写真及びレコード並びに録音テープ、録画テープ、コンパクトディスク、フロッピーディスク、ビデオディスク、シーディーロムその他の磁気、光又は半導体を用いて符号、音響又は映像が記録されているテープ、ディスク等の媒体であって機器を使用して当該符号、音響又は映像が再生されるもの（以下「電磁気等記録媒体」という。）をいう。



四 通信番組 インターネットのホームページ、パソコン通信のメッセージその他の電気通信回線設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号に規定する設備をいう。以下同じ。）を利用して伝送される一定の符号、音響又は映像による情報の集合であって、不特定又は多数の者が当該設備の一端に接続した機器を使用して視聴可能となるもの（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三条に規定する放送番組及び同条が準用されるものを除く。）をいう。

五 興行 映画、演劇、演芸、見せ物及びこれらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第六項第三号に規定する営業に係る興行を除く。）をいう。

六 興行者 興行を主催する者又は興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場を経営する者をいう。

七 がん具類 がん具、器具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。

八 広告物 公衆に表示され、又は頒布されるものであって、看板、ポスター及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。

九 ツーショットダイヤル等営業 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

十 利用カード等 ツーショットダイヤル等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書、物品又はその役務を利用するために必要な情報（電話番号、暗証番号、会員番号その他の記号であって、客が自ら機器に入力するものを含む。）をいう。

十一 風俗関連類似営業 営業者の設けた営業所以外の場所において、専ら、異性の客の性的好奇心に応じてその客に衣服を脱いだ人の姿態を見せる営業を行うものであって、専ら電話回線その他の電気通信又は郵便を利用して客から申込みを受け付けるものをいう。

（平九条例一・平一一条例二・平一一条例五二・平一四条例一八・平一八条例一八・平二四条例九・一部改正）

（県の責務）

第三条 県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、青少年の健全な育成を図るための基本的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成を目的とする団体及び青少年の健全な育成に協力する団体（以下「青少年健全育成団体等」という。）が積極的に連携を図り、青少年を育成し得よう連絡調整に努めなければならない。

（平一八条例一八・一部改正）

（県民の責務）

第四条 県民は、青少年の意識と行動についての高い関心と深い理解をもって、青少年の自主的な活動を促進し、青少年にとって良好な環境を醸成するとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある

環境又は行為から青少年を保護するように努めなければならない。

（保護者の責務）

第五条 保護者は、青少年を心身ともに健全に育成することがその本来の責務であることを深く自覚し、愛情に満ちた環境の中で青少年を養育しなければならない。

（関係職員の義務）

第六条 警察官、少年補導職員、児童委員その他法令により青少年の健全な育成のための業務に従事する者（以下「関係職員」という。）は、青少年に対し常に懇切かつ誠意ある態度をもって臨み、その信頼を得るように努めなければならない。

2 関係職員は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行っていると思われる者に対し、適切な指導又は助言を行わなければならない。

3 関係職員は、この条例の目的に反する行為を行っていると思われる青少年に対しその非を諭すことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は関係機関に連絡する等適切な措置を講じなければならない。

（平一一条例五二・一部改正）

（運用上の注意）

第七条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであって、県民の自由と権利を不当に侵害することのないように、適切に運用しなければならない。

第二章 青少年の健全育成に関する施策

（総合計画の策定）

第八条 県は、青少年の健全な育成を図るため、総合的な計画を策定しなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 青少年及びその団体が行う健全な活動に関すること。

二 青少年の健全な育成のために県民及び青少年健全育成団体等が行う活動に関すること。

三 青少年の非行を防止する活動に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。

（表彰）

第九条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げるものを表彰することができる。

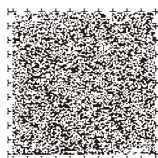
一 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの

二 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの

（推奨）

第十条 知事は、図書類、興行又はがん具類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるものを推奨することができる。

2 知事は、フィルタリング・ソフト（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「環境整備法」という。）第二条第九項に規定する青



少年有害情報フィルタリングソフトウェアのうち、インターネットに接続することができる端末装置（以下「端末装置」という。）に適用可能なものをいう。以下同じ。）のうち、青少年の健全な育成又は被害防止のため、特に有益であると認めるものを推奨することができる。

- 3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、福岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮り、その意見を聴かなければならない。
- 4 何人も、第一項及び第二項の規定による推奨をすることが適当と認められるときは、その理由を付してその旨を知事に申し出ることができる。
（平一七条例六三・平二四条例九・一部改正）

第三章 青少年の健全育成のための自主規制（略）

第四章 青少年の健全育成のための環境の整備（略）

第五章 青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為の規制（略）

第六章 雑則（略）

第七章 罰則（略）

附 則（略）

福岡県こども審議会条例

（令和6年3月26日福岡県条例第13号）
（最終改正 令和6年10月1日条例第43号）

福岡県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福岡県条例第三十九号）の全部を改正する。

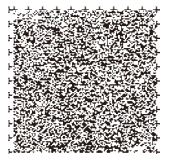
（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく知事の附属機関、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十三条第三項に規定する協議会及び次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十一条第一項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、福岡県こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 こども基本法第十条第一項に規定する都道府県こども計画に関する事項及びこども施策に関する重要事項について調査審議すること並びに同法第十三条第三項に規定する協議会として、こども施策の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- 二 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条に規定する都道府県青少年問題協議会として、同法第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する重要事項について調査審議し、及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うこと並びにこれらに関し知事及び関係行政機関に対する意見を述べること。
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十二条第一項に規定する自立促進計画に関する事項について調査審議すること。
- 四 次世代育成支援対策推進法第九条第一項に規定する都道府県行動計画に関する事項について調査審議し、及び同法第二十一条第一項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議すること。
- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関として、同法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- 六 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画に関する事項について調査審議すること。
- 七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理すること。
- 八 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第十条第一項に規定するこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画に関する事項について調査審議すること。



九 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めることについて調査審議すること。
(令六条例四三・一部改正)

(組織)

- 第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
- 2 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

- 第四条 委員は、医療、保健、福祉、教育、療育等に関して優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第五条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

- 第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

- 第七条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

- 第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（以下この条において「当該部会に属する委員」という。）の互選によりこれを定める。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 7 第七条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委

員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(補則)

- 第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

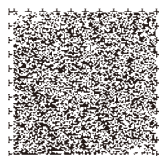
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
- 3 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（令和六年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。



福岡県こども審議会 専門委員会設置要綱

(令和6年7月12日こども審議会決定)

(専門委員会の設置)

第1条 福岡県こども審議会条例(令和6年福岡県条例第13号)第9条の規定に基づき、福岡県こども審議会(以下「審議会」という。)に、以下の専門委員会を設置する。

- (1) 青少年育成支援専門委員会
- (2) こども福祉専門委員会
- (3) 出産・子育て支援専門委員会

(調査事項)

第2条 各専門委員会は、福岡県のこども計画のあり方について調査する。各専門委員会の調査事項は審議会において決定する。

(委員長及び権限)

- 第3条 各専門委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、審議会の会長が指名する。
 - 3 委員長は、専門委員会の事務を掌理し、専門委員会の審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。
 - 4 委員長に事故のあるときは、委員長が予め指名する者がその職務を代理する。
 - 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(専門委員会の構成)

- 第4条 各専門委員会は、福岡県こども審議会条例第4条に基づいて任命された委員及び第6条に基づき任命された専門委員により構成する。
- 2 各専門委員会に属すべき委員または専門委員は、審議会の会長が指名する。

(専門委員会の開催)

第5条 各専門委員会は委員長の指示により開催する。

(審議会への報告)

第6条 専門委員会は、調査結果を審議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 専門委員会の会議は公開とする。ただし、委員長は、審議事項が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 当該会議を公開することにより特定の個人情報明らかになる場合
- (2) 当該会議を公開することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
- (3) 当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- (4) 当該会議を公開することにより、事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は事務事業に関

する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合

(5) 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を認められる場合

(6) 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合

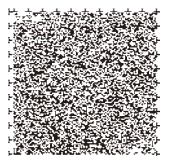
(7) 当該会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。



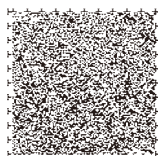
福岡県こども審議会 委員名簿

(五十音順)

No.	所属	役職	氏名
1	日本児童相談業務評価機関（元西南学院大学教授）	代表理事	あべ かずひこ 安部 計彦
2	福岡県議会厚生労働環境委員会	委員長	あらい ふみこ 新井 富美子
3	若者・子育て当事者代表	-	いえなか まさえ 家中 真栄
4	福岡県民生委員児童委員協議会	会長	いしばし そうじ 石橋 壮児
5	若者・子育て当事者代表	-	いしばし りかこ 石橋 凜花子
6	西日本新聞社くらし文化部	次長	いとう ひでずみ 伊東 秀純
7	若者・子育て当事者代表	-	いとう ふうか 伊東 風花
8	福岡県医師会	常任理事	いなみつ たけし 稲光 毅
9	福岡県議会県民生活商工委員会	委員長	おおた きょうこ 大田 京子
10	福岡県市長会	直方市長	おおつか のぶひろ 大塚 進弘
11	中村学園大学	教授	かさはら まさひろ 笠原 正洋
12	福岡県弁護士会	弁護士	こさか しょうじ 小坂 昌司
13	福岡保護観察所	次長	たけだ げんゆう 武田 玄雄
14	福岡教育大学	名誉教授	たなか としあき 田中 敏明◎
15	福岡県町村会	苅田町長	とおだ こういち 遠田 孝一
16	福岡県社会福祉協議会	常務理事	とくなが ひであき 徳永 秀昭
17	福岡教育大学	教授	なかやま たけし 中山 健
18	福岡労働局雇用環境・均等部	部長	にいう ひろこ 新納 広子
19	日本労働組合総連合会福岡県連合会	会長	ふじた けいぞう 藤田 桂三
20	福岡県立大学	理事兼教授	まつうら けんちよう 松浦 賢長
21	福岡県商工会議所連合会	専務理事	まつもと きょうこ 松本 恭子
22	九州工業大学	名誉教授	やすこうち けいこ 安河内 恵子
23	福岡県男女共同参画推進連絡会議	副会長	やつしろ ゆみ 八代 由美
24	福岡県議会文教委員会	委員長	りゅう かずひこ 笠 和彦

令和6年7月12日現在

◎：会長



福岡県こども審議会 アドバイザー名簿

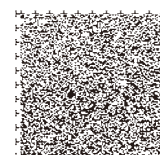
(五十音順)

No.	所属	役職	氏名
1	一般社団法人 全国妊娠 SOS ネットワーク 公益社団法人母子保健推進会議	代表理事 会長	さとう たくよ 佐藤 拓代
2	文部科学省官民協同留学創出プロジェクト 「トビタテ！留学 JAPAN」 株式会社コエルワ (旧株式会社あしたの寺子屋) 一般社団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム さとのば大学 株式会社ウィル・シード	ファウンダー＆ 現エグゼクティブ アドバイザー 共同創業者・ 現アドバイザー 評議員 副学長 創業者	ふなばし ちから 船橋 力
3	認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 東京大学先端科学技術研究センター こども家庭庁 「こども家庭審議会 こどもの居場所部会」	理事長 特任教授 委員	ゆ あさ まこと 湯浅 誠

令和6年7月12日現在

※アドバイザーの役割

福岡県こども審議会条例第7条第4項に基づき設置し、審議会及び専門委員会において、県が取り組むべき課題や施策に対し、県域を超えた新たな視点や自らの取組を通じて得られた見識を活かした助言を行う。



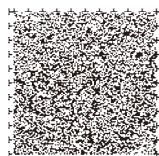
福岡県こども審議会青少年育成支援専門委員会 委員名簿

(五十音順)

No.	所属	役職	氏名	区分
1	福岡県青少年育成県民会議 アドバイザーボード	委員	あさひろ だいき 朝廣 大己	専門委員
2	福岡県雇用対策協会	事務局長	いしだ けんや 石田 賢哉	専門委員
3	元少年育成指導官	-	いずみ やすこ 泉 泰子	専門委員
4	福岡県青少年育成県民会議 アドバイザーボード	委員	いとう ふうか 伊東 風花	委員
5	福岡県臨床心理士会	代議員	かしま えりこ 嘉嶋 領子	専門委員
6	NPO法人子どもとメディア	事務局長	くろだ かなこ 黒田 可奈子	専門委員
7	福岡県保護司会連合会	南保護区保護司会 会長	こみや ふみこ 小宮 文子	専門委員
8	福岡県青少年育成県民会議	事務局長	たぶち しんいちろう 田湊 慎一郎	専門委員
9	NPO法人日本冒険遊び場づくり協会	地域運営委員 (福岡県担当)	ふじわら ひろみ 藤原 浩美	専門委員
10	福岡県中学校長会（矢部清流学園）	校長	ふるかわ し の 古川 志乃	専門委員
11	福岡県青少年育成県民会議 アドバイザーボード	委員	ふるかわ ようこ 古川 瑤子	専門委員
12	福岡県立大学	理事兼教授	まつうら けんちよう 松浦 賢長◎	委員
13	福岡県私学協会 (筑紫女学園中学校・高等学校)	校長	まつお けいこ 松尾 圭子	専門委員
14	福岡県PTA連合会	副会長	まつお なみこ 松尾 菜美子	専門委員

令和6年7月12日現在

◎：委員長



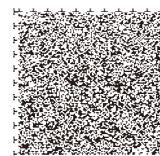
福岡県こども審議会こども福祉専門委員会 委員名簿

(五十音順)

No.	所属	役職	氏名	区分
1	NPO法人そだちの樹	理事	あびこ けんすけ 安孫子 健輔	専門委員
2	日本児童相談業務評価機関	代表理事	あべ かずひこ 安部 計彦◎	委員
3	あしなが学生募金事務局	福岡ブロック マネージャー	いしばし りかこ 石橋 凜花子	委員
4	福岡県医師会	常任理事	いなみつ たけし 稲光 毅	委員
5	障がい者支援センターくれそん	センター長	いわまる ひろし 岩丸 博	専門委員
6	NPO法人チャイルドケアセンター	代表理事	おおたに きよみ 大谷 清美	専門委員
7	ふくおかフリースクールフレンドシップ 協議会	事務局長	かみむら かずたか 上村 一隆	専門委員
8	福岡県スクールソーシャルワーカー協会	理事	こが ゆきひろ 古賀 幸広	専門委員
9	福岡県弁護士会	弁護士	こさか しょうじ 小坂 昌司	委員
10	特別支援学校PTA連合会	会長	そう しょうこ 宗 祥子	専門委員
11	NPO法人キアセット Children's Views & Voices	ソーシャルワーカー 副代表	なかむら みどり 中村 みどり	専門委員
12	福岡県児童養護施設協議会	副会長	はなだ えつこ 花田 悦子	専門委員
13	広島国際大学	特任教授	まつざき よしこ 松崎 佳子	専門委員
14	筑紫女学園大学	学生	やまもと りな 山本 梨菜	専門委員
15	福岡県里親会	会長	よしだ なおこ 吉田 菜穂子	専門委員

令和6年7月12日現在

◎：委員長



福岡県こども審議会出産・子育て支援専門委員会 委員名簿

(五十音順)

No.	所属	役職	氏名	区分
1	婚活コーディネーター・ ライフデザイン婚育アドバイザー	-	あらき なおみ 荒木 直美	専門委員
2	子育て当事者代表	-	いえなか まさえ 家中 真栄	委員
3	福岡県看護協会	副会長	いしやま さゆり 石山 さゆり	専門委員
4	福岡県私立幼稚園PTA連合会	会長	いずみかわ ひさし 泉川 尚進	専門委員
5	小児科医	医師	いとう みずこ 伊藤 瑞子	専門委員
6	福岡県私立幼稚園振興協会	理事	いまみや みずえ 今宮 瑞恵	専門委員
7	福岡県保育協会	常務理事	おがた けいこ 小方 圭子	専門委員
8	NPO法人宇美こども子育てネット・ う～みん	代表理事	かわかみ りか 川上 利香	専門委員
9	福岡県立大学	学生	さわだ まい 沢田 真衣	専門委員
10	福岡県商工会議所青年部連合会	会長	なかむら のぶみ 中村 信文	専門委員
11	障がい児支援センター Life	センター長	はやし ちかこ 林 智香子	専門委員
12	福岡県産婦人科医会	専務理事	ふくしま こうたろう 福岡 恒太郎	専門委員
13	NPO法人ファザリング・ジャパン 九州	代表理事	もりしま たかし 森島 孝	専門委員
14	九州工業大学	名誉教授	やすこうち けいこ 安河内 恵子◎	委員
15	北九州市立大学文学部人間関係学科	准教授	やました ともなり 山下 智也	専門委員
16	福岡県学童保育連絡協議会	会長	よしおか みほ 吉岡 美保	専門委員

令和6年7月12日現在

◎：委員長

